

## 野沢温泉村ディスポーザー排水処理システム等の取扱いに関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、ディスポーザー排水処理システム等の適切な維持管理の確保に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道又は農業集落排水へ排除する機器の総体であつて、旧建築基準法に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、または、各評価機関が適合評価を行った機種で、かつ排水設備の一部として野沢温泉村長（以下「管理者」という。）が認めたものをいう。
- (2) メーカー システムを製造、販売する者をいう。
- (3) 申請者 システムを使用しようとする者又は所有しようとする者で管理者に対し、システムの設置について申請した者をいう。
- (4) 義務者 システムの維持管理に責任をもつ者をいう。
- (5) 維持管理業者 メーカーが指定した業者で、システムの維持管理に関する技術指導や研修を受けた者をいう。
- (6) 適合評価 社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準」に適合しているかの評価。

### (禁止事項)

第3条 ディスポーザー単体又は、第2条（1）の製品で管理者が認めていないシステムの使用は禁止する。

### (事前協議)

第4条 システムを設置しようとする者は、管理者と事前協議をしなければならない。

### (申請者又は義務者遵守事項)

第5条 申請者又は義務者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約の締結を行うこと。
- (2) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等（維持管理、清掃、汚泥処理、水質検査等）を3年間保存するとともに、管理者の指示により提出すること。
- (3) システムの適切な維持管理を確認するため管理者が行う立入検査等に協力すること。

(4) システムから発生する汚泥等を抜き取り処分しようとするときは、事前に管理者と協議すること。

(改善指導)

第6条 システム設置後、義務者の責任により適切な維持管理の確保が出来なくなった場合、又はそのおそれがあると認められる場合に、管理者が本システムの撤去又は使用方法の変更、改善などの措置を行うよう求めた時は、義務者はこれに従わなければならない。

(義務者の地位の承継)

第7条 システムを有する建築物を他に譲渡等をした場合は、その譲受人に対しこのシステムの適切な維持管理を行うことを承継すること。

(メーカーの遵守事項)

第8条 メーカーは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) システムの設置工事については、必ず村の指定を受けた業者（指定工事店）でなければならない。

(2) システムの販売にあたり、申請者に対し、システムの維持管理については、維持管理業者との維持管理業務委託契約が必要であることを説明し、義務者にその協力を求めること。また、変更があったときも同様とする。

(3) 申請者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、これに従うよう求めること。

(4) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

第9条 システムの維持管理業者は、管理者が必要と認めるとき、維持管理が適正に行われていることを確認するため、その維持管理業務に管理者が立ち会うことに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

## 野沢温泉村ディスポーザー排水処理システム等の取扱いに関する要綱実施細目

### (目 的)

第1条 この細目は、野沢温泉村ディスポーザー排水処理システム等の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事前協議の申請)

第2条 要綱第4条の規定により事前協議をしようとする者は、管理者に事前協議を申請しなければならない。この場合において建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請が必要となるときは、事前協議を終えたうえで建築確認申請を行わなければならない。

### (事前協議申請時の関係提出書類)

第3条 前条に定める事前協議の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 協議申請書（様式1、様式2）
- (2) 認定書（写）又は適合評価書（写）
- (3) 維持管理体制書（注1）
- (4) 維持管理業務委託契約書（写）
- (5) 使用者変更届（様式5）
- (6) 当該申請物件に係る資料
  - ① 位置図
  - ② 平面図、立面図、配置図、配管図、その他必要な図面
- (7) 誓約書（様式4）
- (8) その他、管理者が必要と認める書類

（注）1 使用者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及びその役割等を明記したもの。

### (工事竣工時の提出書類)

第4条 このシステムが竣工したときは、竣工報告書（様式3）を提出しなければならない。